

茨城県 介護人材確保・職場環境改善等事業に関するQ＆A

※この資料に記載されていない事項については、厚生労働省発出の「介護人材確保・職場環境改善等事業に関するQ&A」をご確認ください。

※回答内容は国の通知やQ＆A等を踏まえて修正する場合がありますのでご了承ください。

※本Q&Aは、茨城県介護人材確保・職場環境改善等事業にのみ適用されます。他都道府県に提出する場合は、提出先の自治体にご確認ください。

更新日：2025/4/8				
	分類	質問	回答	備考
1	補助金額	介護人材確保・職場環境改善等事業の補助金額はどのように算出されるのか。	各事業所における基準月1カ月分の介護総報酬に、サービス類型別交付率を乗じることで算出します。 基準月は原則として令和6年12月としますが、事業所の判断で令和7年1月～3月のいずれかの月に変更可能です。	
2	補助金額	基準月のサービス提供分の介護報酬について、過誤調整を行った。補助金額には反映されるのか。	令和7年4月10日までに行った過誤調整は補助金額に反映されます。 これ以降に行ったものについては補助金額に反映されませんので、ご注意ください。	
3	補助金額	サービス事業所ごとに、令和6年12月～令和7年3月の4月間のうち、最も介護報酬が多かった月を基準月に設定してもよいのか。	全ての事業所の基準月を同一のものにする必要はないため、サービス事業所ごとに基準月を選択いただいても差し支えありません。	
4	補助対象経費	補助金はどのような用途に使用できるのか。	人件費または職場環境改善経費のいずれかに用いることができます。 なお、事業所の判断で、両方にあてることも可能です。	
5	補助対象経費	人件費の改善や職場環境改善のための取組は、いつの時点で実施する必要があるのか。 補助金申請時点で実施している必要があるのか。	基準月から実績報告の提出までに実施する必要があります。申請時点で実施していなくても、実績報告の提出までに実施する改善であれば対象です。 なお、実績報告の提出期限は令和7年9月末とする予定です。	
6	補助対象経費	本補助金を原資とする人件費の改善について、同一法人内の別事業所に所属する職員を対象とすることは可能か。	今回の補助金の対象事業所に所属する職員であれば、柔軟に配分することが可能です。 ただし、補助金の対象外の事業所に所属する職員の賃金改善にあてることはできません。 なお、補助金を職場環境改善経費にあてる場合も、主に補助金の対象事業所に所属する職員を対象とした改善の取組を行うことが必要です。	
7	補助対象経費	人件費の改善について、ベースアップを実施する必要はあるか。	恒久的な補助金ではないため、基本的には一時金(手当、賞与等)として職員に支給されることを想定しています。 ただし、事業者の判断でベースアップを実施することを妨げるものではありません。	
8	補助対象経費	「職場環境改善経費」とは、どのようなものを指すのか。	基本的には、「介護助手等の募集経費」または「職場環境改善等のための研修費」を指します。 これら以外の経費への充当を考えている場合は、個別にご相談ください。	
9	補助対象経費	「介護助手等の募集経費」とは、どのようなものを指すのか。	主に、求人広告にかかる費用や、求人チラシ印刷にかかる費用等を想定しています。	
10	補助対象経費	「職場環境改善等のための研修費」とは、どのような研修を想定しているのか。	介護職員等の業務改善や、生産性向上を目的とした研修を指します。 例えば、処遇改善加算の職場環境等要件⑦に位置付けられている、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」(厚生労働省作成)に基づく業務改善活動の体制構築のための研修などを想定しています。	
11	補助対象経費	「業務継続計画に関する研修」など、事業所の職員を対象として実施する研修についても「職場環境改善等のための研修費」とみなして補助対象となるか。	職場環境改善とは趣旨が異なる研修については、本補助金では対象外です。	
12	補助対象経費	介護職員が使うインカムやタブレット端末等は補助対象となるか。	介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象となる経費であるため、本補助金では対象外です。	
13	提出書類	補助金を事業所ごとに別口座に振り込んでもらうことはできないのか。	今回の補助金の支払いは、法人単位で合算して行います。 法人ごとに1つの口座を指定のうえ、1法人につき1申請書を作成・提出してください。	
14	提出書類	補助金の事業計画書の様式は加算の計画書と一体化されているが、別々にファイルを作成して提出しなければならないのか。	茨城県に対して提出する場合は、「様式2－1～2－4」までを記載したファイルを一度提出いただくことで、加算・補助金両方の提出をしたものとみなします。 ただし、加算の計画書については提出先が各指定権者になるため、市町村から指定を受けるサービス事業所がある場合は市町村にも提出してください。	
15	提出書類	計画書には、令和6年7月～12月の介護報酬平均をもとにした補助金見込み額が表示されるが、補助金額は基準月をもとに計算されるのではないか。	過去6月間の平均をもとに表示される金額はあくまで「見込み額」であり、補助金の計算方法についてはご認識のとおりです。 なお、事業者は受け取る補助金額以上の人件費改善または職場環境改善取組を実施する必要があり、これについては実績報告時に確認します。	
16	提出書類	補助金と加算の計画書を同時に提出するため、計画書の基本情報入力シートの「提出の目的」欄を空欄にしたところ、別紙様式2-4のT9セルに「提出先未選択」と表示されてしまった。	基本情報入力シートの「補助金様式の提出先」(AA16セル)にて、「茨城県」を選択してください。 なお、「提出の目的」(V14セル)は空欄のままで結構です。	
17	提出書類	計画書に記載する全ての事業所の国保連登録口座が同一である。この場合、別紙様式2-4のR列「国保連合会に登録している口座のうち、振込先の希望」には、全ての事業所に「○」をつければよいか。	全事業所の国保連登録口座が同一の場合も、別紙様式2-4のR列にはいずれか1つの事業所に「○」をつけていただき、それ以外の事業所には全て「－」を記載してください。	
18	提出書類	「支払先口座の通帳写し」の提出を求められているが、紙の通帳がない場合は何を提出すればよいか。	銀行が発行している、口座番号や口座名義が記載されている書類(「口座番号連絡書」など)を提出してください。 ※銀行によって名称が異なりますので、詳細は銀行にお問い合わせください。	
19	補助対象事業所	基準月において介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳを算定していなかった場合でも、令和7年4月から当該加算を算定していれば、補助対象となるか。	貴見のとおりです。	
20	補助対象事業所	他法人から事業譲渡を受けた事業所で、基準月と申請時点で運営法人が異なる場合、本補助金の対象となるか。	サービスの提供実態が旧法人から引き継がれていると判断できれば対象としますが、個別の状況に応じて判断します。 令和6年12月以降に事業譲渡を実施している場合は、申請フォームの「令和6年12月以降に事業譲渡を実施」欄にチェックをつけてください。	
21	補助対象事業所	近々事業所を廃止・休止する予定だが、本補助金の対象となるか。	補助金申請時点で休廃止することが明らかになっている事業所は、本補助金の対象外です。	
22	補助対象事業所	補助金申請後、実績報告するまでの間に、急遽事業所を廃止することとなった。 どのような手続きが必要となるか。	個別の状況に応じて必要な手続き等を判断しますので、速やかに茨城県長寿福祉課までご連絡ください。	
23	スケジュール	補助金の支払いはいつ頃を予定しているか。	令和7年6月～7月頃を予定していますが、審査状況によって変更する可能性があります。 正確な日程が決まりましたら、交付決定対象事業所あて改めてお知らせします。	